

1 貸付対象者

栃木県内に住民登録をしている又は県内の事業所・施設に障害福祉職員等として就労した(する)方で、次の(1)～(5)の全ての条件に該当する方

- (1) 介護職員初任者研修以上の研修を終了した(する)方。なお、当該研修は公的職業訓練機関が行っているものに限らず、地方公共団体、民間企業等が行っているものも含まれます。

※介護職員初任者研修以上の研修とは、
介護福祉士実務者研修、介護職員基礎研修、介護職員初任者研修、訪問介護員（ホームヘルパー1級及び2級）又は介護福祉士資格取得者
居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従事者基礎研修、重度訪問介護従事者養成研修（基礎、統合及び行動障害支援いずれかの課程と応用を受講）、同行援護従事者養成研修（基礎、応用を受講）、行動援護従事者養成研修をいいます。

- (2) 社会福祉法人栃木県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付要領（以下「貸付要領」という。）の第1条4における「離職した介護人材の就職支援金貸付事業」及び社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 介護分野就職支援金貸付事業実施要綱における「介護分野就職支援金貸付事業」による貸し付けを受けたことがない方。
- (3) 栃木県内の障害福祉サービス（「障害者総合支援法」第5条第1項、第18項、第77条及び第78条「児童福祉法」第6条2の2第1項、第7項及び第7条第2項、「身体障害者福祉法」第4条の2に規定するサービスを提供する事業所若しくは施設において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者（障害福祉職員）として就労した方、若しくは就労を予定している方
- (4) 令和3年4月1日以降就職した方。
- (4) 障害福祉職員等として就労する日までの間に、予め、栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターに届出・登録を行った方（令和3年4月1日から令和3年10月の就職者はこの限りではない。）

2 貸付額

- (1) 就職支援金の貸付額は、200,000円以内です。
- (2) 無利子で貸し付けます。
- (3) 貸付対象となる経費は次のとおりです。
 - ① 子どもの預け先を探す際の活動費
 - ② 障害福祉に係る情報収集や講習会参加費、各種試験の受験手数料又は参考図書等の購入費
 - ③ 障害福祉職員等として働く際に必要となる被服費
 - ④ 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
 - ⑤ 通勤用の自転車又はバイクの購入費
 - ⑥ その他、就職する際に必要となる経費として適当と認める経費
- (4) 貸付決定後、一括にて指定の口座に振り込みます。

3 申請方法

- (1) 直近の他業種からの離職日から、障害福祉職員等として就労する日までの間に、予め、栃木県社

会福祉協議会福祉人材・研修センターに「届出書（兼求職登録票）」と、「就職支援金貸付利用計画書（別記様式第24号及び介護分野就職支援金貸付事業実施要綱様式2号）」を提出してください。

※届出書及び就職支援金利用計画書は栃木県社会福祉協議会のホームページ

（<http://www.tochigikenshakyō.jp/jinzai/kashitsuke.html>）からダウンロードできます。

※届出書及び就職支援金利用計画書の提出については、福祉人材・研修センター窓口又は県内ハローワーク（宇都宮を除く）での「福祉のお仕事出張相談」窓口にご直接お越しください。（出張相談の日程については本誌裏面参照）

※貸付申請書等は上記窓口でお渡しします。

※届出書（兼求職登録票）の期限が切れた場合は、利用計画書は無効となりますので、再登録お願いいたします

(2) 就職開始次第、以下①～④の書類を栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターに提出してください。

①「貸付申請書（別記様式第23号）」

ア 家族の状況欄には、生計を一つにする者の直近の所得金額を記入の上、それを証する書類（源泉徴収票の写し等）を添付してください。

イ 連帯保証人1人（独立の生計を営む成年）を記入してください。なお、未成年の場合は、法定代理人1人と独立の生計を営む成年の2人の連帯保証人が必要です。

ウ 連帯保証人の直近の所得金額を証する書類（源泉徴収票の写し等）を添付してください。

② 介護職員初任者研修以上の研修の修了証の写し

③ 住民票

世帯全員の記載があるもの。マイナンバー（個人番号）は不要です。

④「業務従事証明書（別記様式第10号）」※

就職後、障害福祉職員等として従事している旨の証明を受けてください。

※申請の受付は、原則就職した日から1か月以内とします。

（但し、令和3年度就職者にあつては、予め栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターに連絡し、確認の上、申請手続きを行なってください。）

4 貸付決定

本会において、書類を審査の上、貸付けを決定します。申請から返還免除までの流れは、「障害福祉分野就職支援金貸付手続きの流れ」を参照してください。

5 障害福祉分野就職支援金の返還等

障害福祉分野就職支援金の貸付けを受けた方で、次の場合に該当する場合には、就職支援金を返還することとなります。

(1) 貸付契約が解除されたとき。

(2) 栃木県内において障害福祉職員等として従事しなくなった（従事する意思がなくなった）とき。

(3) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

※障害福祉分野就職支援金の返還免除業務に就労している2年間に介護分野へ転職した場合は、就職支援金を返還することとなりますのでご注意ください。

返還期間等は次のとおりです。

(1) 返還期間

- ① 12か月とします。
- ② 繰り上げて返還することもできます。

(2) 返還方法

月賦、半年賦による均等又は一括返還です。

(3) 延滞利子

正当な事由なく、返還期日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき要領で定めた割合で計算した延滞利息を支払わなければなりません。

6 就職支援金の返還の猶予、免除

就職支援金の貸付けを受けた方が次に該当する場合には、就職支援金の返還を猶予し、又は免除します。

(1) 返還の猶予

- ① 栃木県内の障害福祉サービスを提供する事業所で障害福祉職員等の業務に従事しているとき。
- ② 災害、病気その他やむを得ない理由による特別の事情がある場合で、会長が適当と認める期間。

(2) 返還の免除

- ① 障害福祉サービスを提供する事業所に障害福祉職員等として就労した日、または、介護職員初任者研修以上の研修修了日のいずれか遅い日から、栃木県内において2年の間、引き続き障害福祉職員等の業務に従事したとき。
- ② 障害福祉職員等として従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため障害福祉職員等として継続して従事することができなくなったとき。

【お問い合わせ先】 栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター

〒320-8508 栃木県宇都宮市若草1-10-6

TEL 028-643-3300 FAX 028-643-3340

URL <http://www.tochigikenshakyō.jp/jinzai/kashitsuke.html>